

第 2 期 長 崎 市 自 殺 対 策 計 画

令和 6 年 3 月

長 崎 市

目次

I	計画策定の趣旨	．．．．．	P 1
II	計画策定の背景・法的根拠	．．．．．	P 2
III	計画の位置づけ	．．．．．	P 2
IV	長崎市における自殺の現状	．．．．．	P 5
V	長崎市の取り組み	．．．．．	P 13

参考資料

○自殺対策基本法

○自殺総合対策大綱

I 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、警察庁の自殺統計によると平成 10 年に年間 3 万人を超え、平成 23 年までその状況が続きました。このような状況のもと、国は平成 18 年に「自殺対策基本法」を制定し、翌年には「自殺総合対策大綱」を策定しました。それまで、個人の問題とされてきた自殺が、社会の問題として捉えられるようになりました。

平成 24 年には、15 年ぶりに自殺者数が 3 万人を下回り、その後減少傾向にありましたが、令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症拡大等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は 11 年ぶりに前年を上回りました。特に女性や小中高生の自殺者数は増加傾向となっており、令和 4 年の小中高生の自殺者数は過去最多となりました。

その深刻な状況は本市でも同様であり、徐々に減少傾向となっはいますが、未だ多くの方が自ら尊い命を絶っている状況に変わりありません。

自殺は、健康問題や経済・生活問題、家庭問題、将来への不安など様々な悩みや問題が複雑に絡み合って深刻化し、追い込まれた末の死です。これらの問題は誰にでも起こりうるものであり、限られた特別な人のみではなく、市民一人ひとりが身近な問題として考えるべきものです。

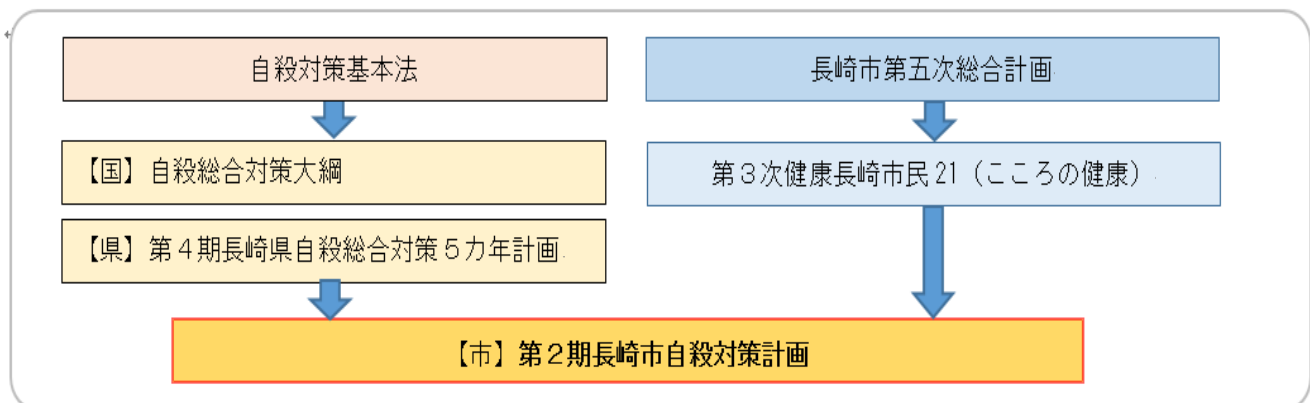
本市では、健康長崎市民 21 における重点項目のひとつに「こころの健康」を掲げ、自殺死亡率の減少を目標として定めています。また、平成 21 年度より自殺対策実務者連絡会議を開催し、庁内関係課で連携を図りながら「自殺対策は生きるための支援である」という共通理解のもと、自殺対策に取り組んでいます。

そして、この度「長崎市自殺対策計画（第 1 期）」の計画期間が満了することから、国の自殺総合対策大綱や長崎県自殺総合対策 5 力年計画、地域の実情を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、本市の自殺対策を引き続き総合的かつ効果的に進めていくために、「第 2 期長崎市自殺対策計画」を策定することとしました。

II 計画策定の背景・法的根拠

	国	長崎県	長崎市
H18年10月	自殺対策基本法 施行 【目的】自殺の防止および自殺者の親族等に対する支援の充実を図る		
H19年6月	自殺総合対策大綱 策定 多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死である	H20年3月 長崎県自殺総合対策5カ年計画	
H24年8月	自殺総合対策大綱 改定 地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策の推進が必要	H25年3月 第2期長崎県自殺総合対策5カ年計画	
H28年3月	自殺対策基本法 改正 【目的】誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す 市町村における自殺対策計画を定めるものとする		
H29年7月	自殺総合対策大綱 改定 社会における「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる 自殺死亡率を H27 年と比べて 30%以上減少させる	H30年3月 第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画 自殺死亡率 H27年 16.9 → R8年 11.8 以下	R元年度～ 長崎市自殺対策計画 自殺死亡率 H27年 15.1 → R8年 10.6
R4年10月	自殺総合対策大綱 改定 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進を基本認識に追加し、「女性の自殺対策を更に推進する」を重点施策に追加	R5年3月 第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画	R6年度～ 第2期長崎市自殺対策計画

III 計画の位置づけ



長崎市では、『第3次健康長崎市民21』の重点健康分野の1つである「こころの健康」で、自殺対策の方向性を示し、目標値と取り組み方針を設定しています。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

目標指標

長崎市の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）

	平成 27 年	令和 3 年	令和 6 年	令和 8 年
実績	15.1	12.6		
目標		12.8	11.6	10.6

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、当面の目標値は令和 4 年度改正の自殺総合対策大綱にて示された「令和 8 年までに、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27 年と比べて 30%以上減少させる」に基づき設定しています。

取り組み方針

1. こころの健康づくりに関する知識の普及啓発
2. 相談体制の充実
3. 働く世代におけるこころの健康づくり対策
4. 社会とつながることができる環境整備
5. こころの病気を早期発見し、適切な対応ができる人材の育成

計画の期間

この計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

国の自殺総合対策大綱の見直し、健康長崎市民 21 の見直しを踏まえ、令和 10 年度に目標値の評価を実施し、内容の見直しを行います。

また、事業の進捗状況や見直しについては、長崎市自殺対策実務者連絡会議等において実施します。

SDG s との関連

SDG s (Sustainable Development Goals) は、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

自殺対策は、SDG s が掲げる「誰一人として取り残さない」という理念と合致することから、本計画は、SDG s の達成に向けた施策としての意義も持ち合わせています。



IV 長崎市における自殺の現状

1 長崎市の自殺者数・自殺死亡率の推移

長崎市における自殺者数は、増減を繰り返しているものの概ね減少傾向で推移しており、令和3年では51人でした。

令和3年における長崎市の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は12.6で、全国平均および長崎県を下回っています。

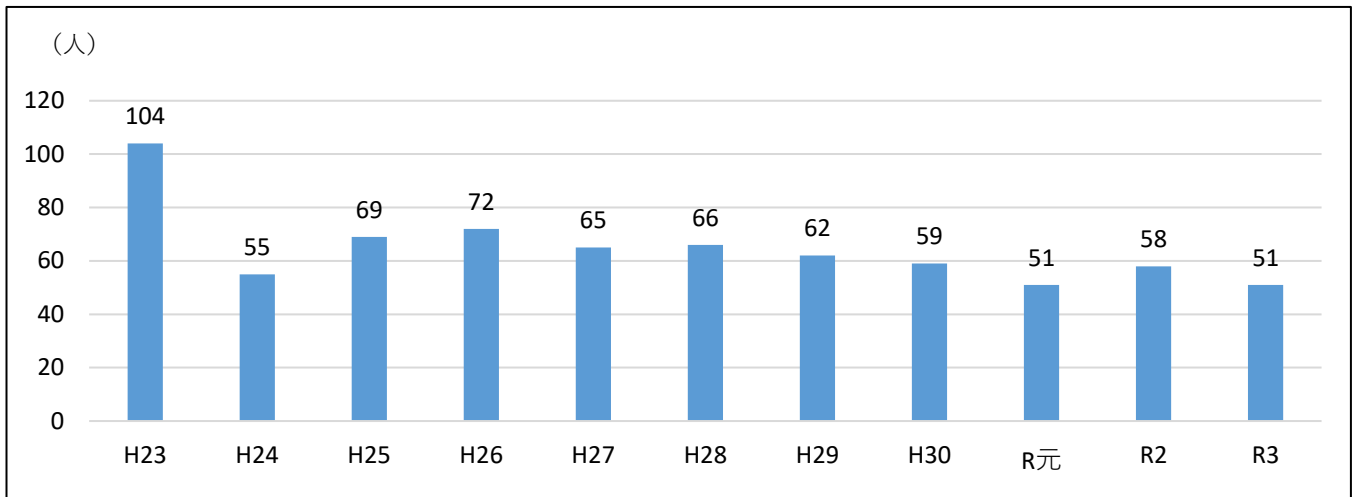
●長崎市・長崎県・全国の自殺者数・自殺死亡率の推移

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
人口動態統計	市内自殺者数(人)	104	55	69	72	65	66	62	59	51	58	51	
	市内自殺死亡率(人/10万人)	23.6	12.5	15.8	16.6	15.1	15.5	14.7	14.2	12.4	14.3	12.6	
	県内自殺者数(人)	320	248	280	268	232	203	214	207	189	183	185	
	県内自殺死亡率(人/10万人)	22.7	17.7	20.1	19.4	16.9	14.9	15.9	15.5	14.3	13.9	14.4	
	全国自殺者数(人)	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,021	20,468	20,031	19,425	20,243	20,282	
	全国自殺死亡率(人/10万人)	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	
警察統計	市内自殺者数(人)	98	68	86	92	78	81	71	74	70	63	71	60
	市内自殺死亡率(人/10万人)	22.2	15.5	19.6	20.9	17.9	18.6	16.4	17.4	16.6	15.1	17.3	14.8
	県内自殺者数(人)	347	284	313	295	262	243	245	241	227	214	226	216
	全国自殺者数(人)	30,651	27,858	27,283	25,427	24,025	21,897	21,321	20,840	20,169	21,081	21,007	21,881

※人口動態統計と警察統計の違いについては、P12に掲載。
人口動態統計の令和4年は、未発表のため空欄。

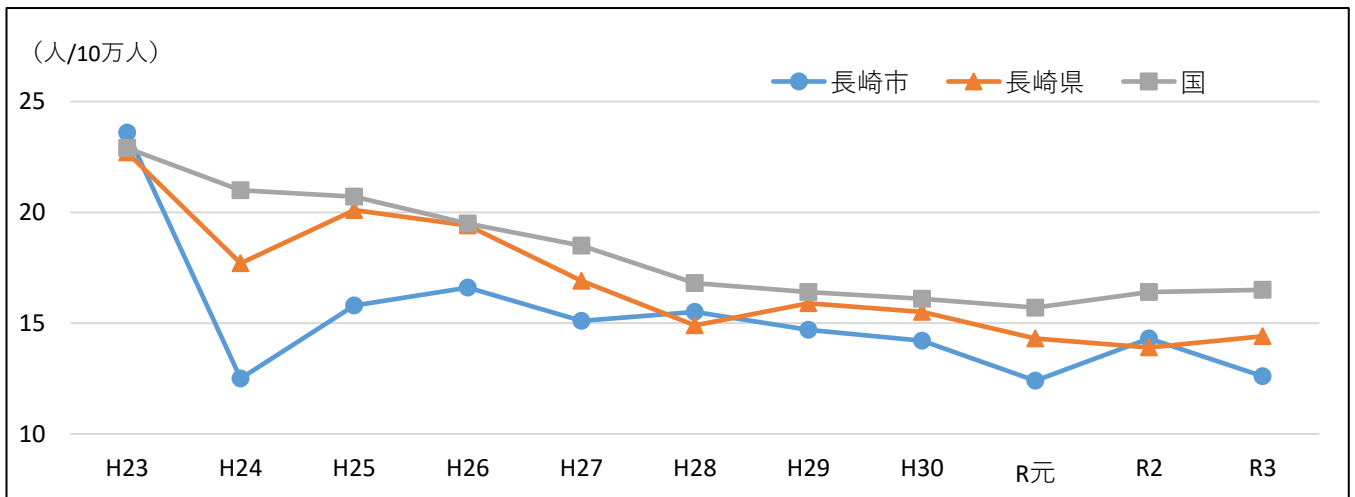
(人口動態統計・長崎市の保健行政、警察庁「自殺統計」)

●長崎市の自殺者数の推移



(人口動態統計・長崎市の保健行政)

●自殺死亡率の推移



(人口動態統計・長崎市の保健行政)

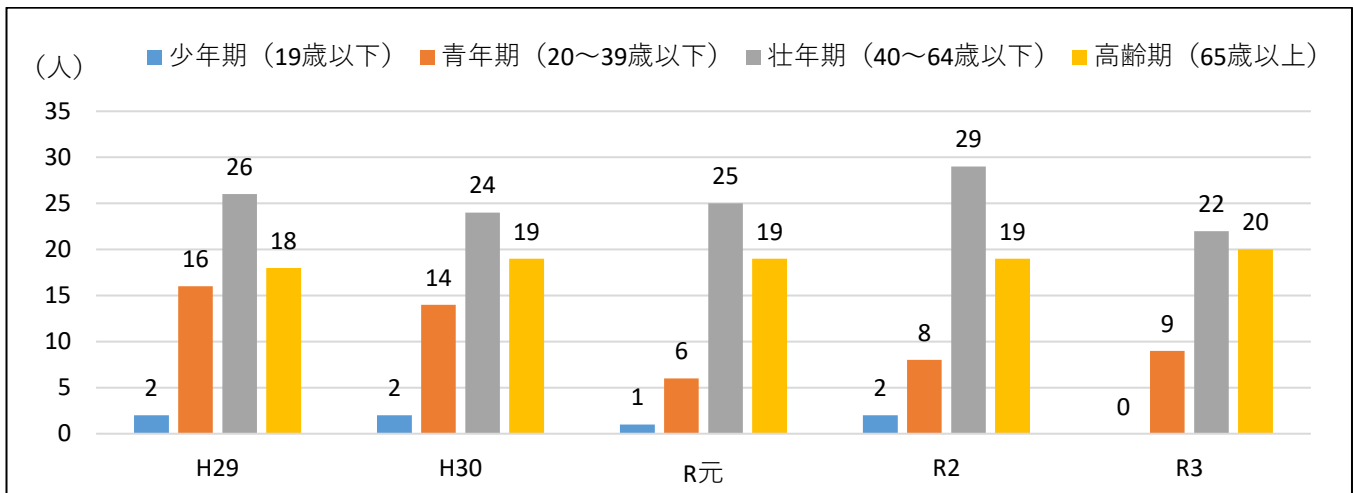
2 自殺者の年齢別・男女別状況

令和3年における長崎市の自殺者を年齢別にみると、40歳～64歳の壮年期が22人と最も多く、次いで65歳以上の高齢期が20人となっています。20歳～39歳の青年期は9人で、19歳以下は0人と最も少なくなっていますが、長崎市の15歳～39歳の年齢別死因順位の1位が自殺であり、39歳以下の年齢層では自殺対策が課題となっています。

なお、長崎市の特徴としては、40歳代、60歳代以上の自殺者の割合が、全国と比較して高い水準となっています。

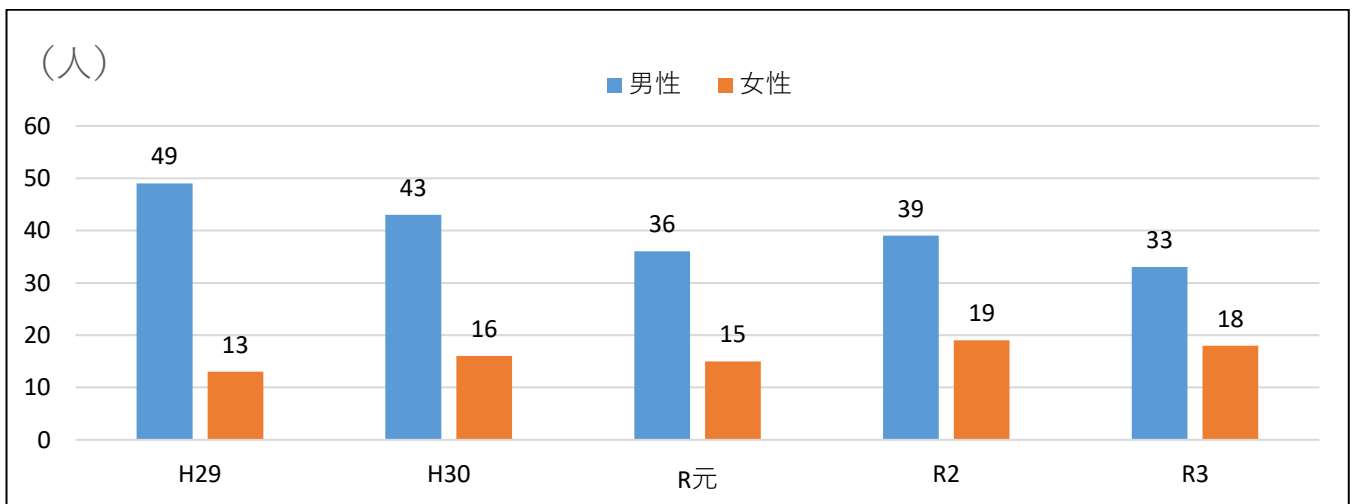
令和3年における男女別の自殺者数の状況では、男性33人、女性18人で、男性が女性の約1.8倍になっています。5年間の推移をみると、男性は減少傾向で推移していますが、女性は増加傾向となっています。

●長崎市の5年間の年代別自殺者数の推移



(人口動態統計・長崎市の保健行政)

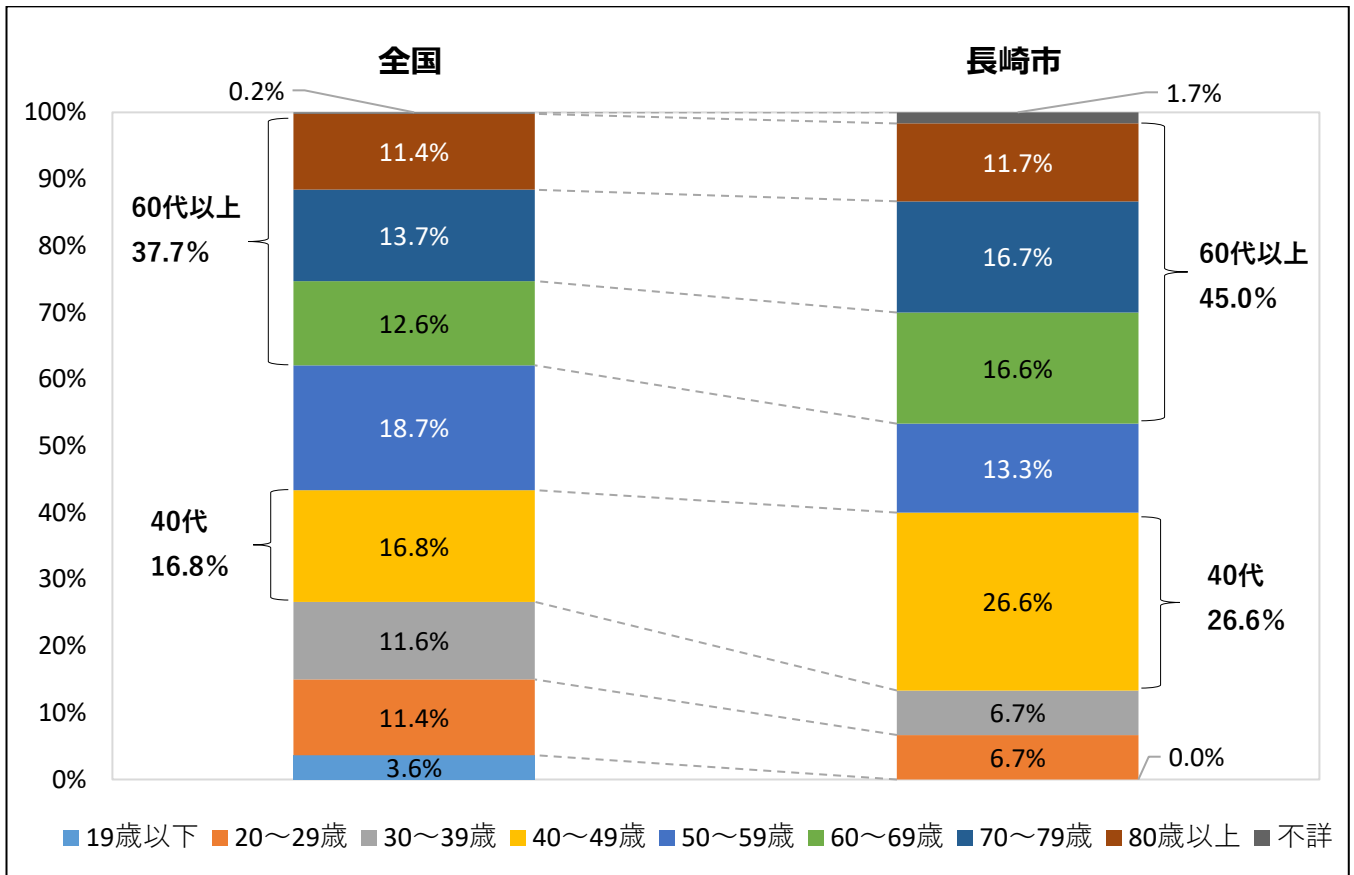
●長崎市の5年間の男女別自殺者数の推移



(人口動態統計・長崎市の保健行政)

※参考

●全国・長崎市の年代別自殺者の構成比（令和4年）

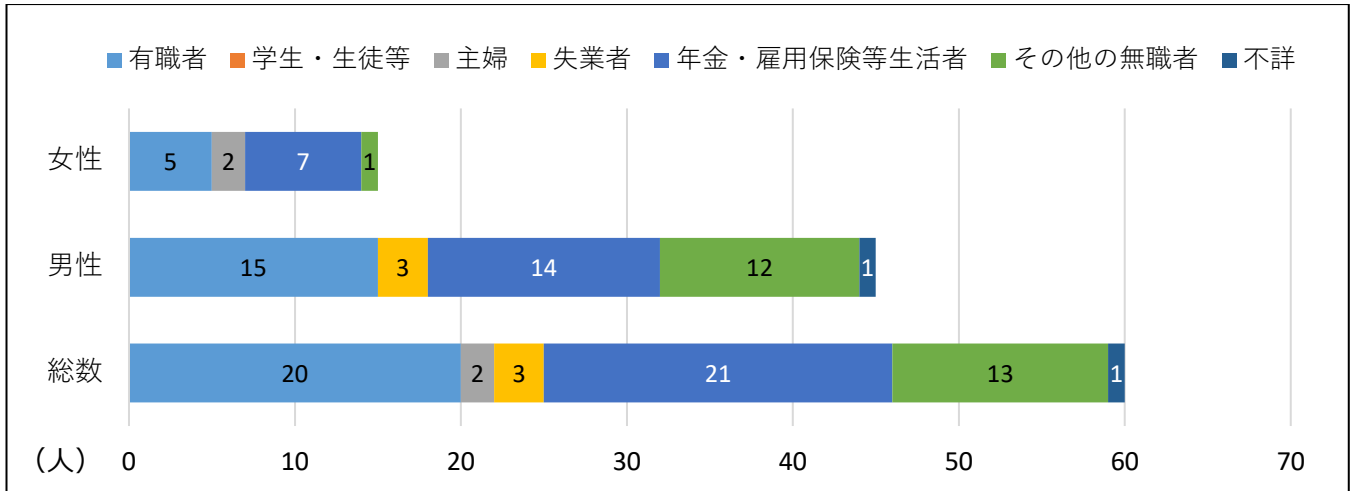


(警察庁「自殺統計」)

3 自殺者の職業別・男女別状況

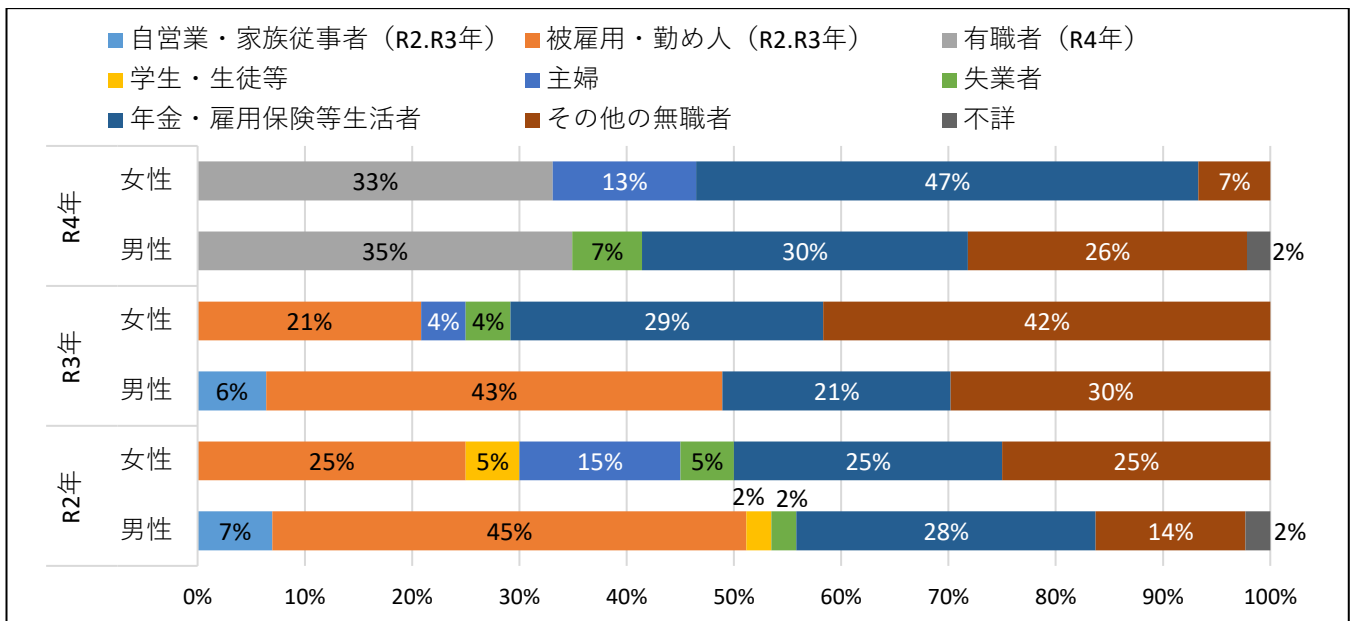
長崎市の令和4年における職業別の自殺者数は、無職者（主婦、学生・生徒等を含む）の割合が多く、全体の6割以上を占めています。また、男性は女性と比較し、令和2年・3年は、被雇用者・勤め人の割合が多くなっています。

●令和4年の長崎市の職業別自殺者数



(警察庁「自殺統計」)

●長崎市の3年間の自殺者の職業別割合



※令和2年、令和3年の「自営業・家族従事者」、「被雇用・勤め人」は、令和4年は「有職者」でまとめられている。

(警察庁「自殺統計」)

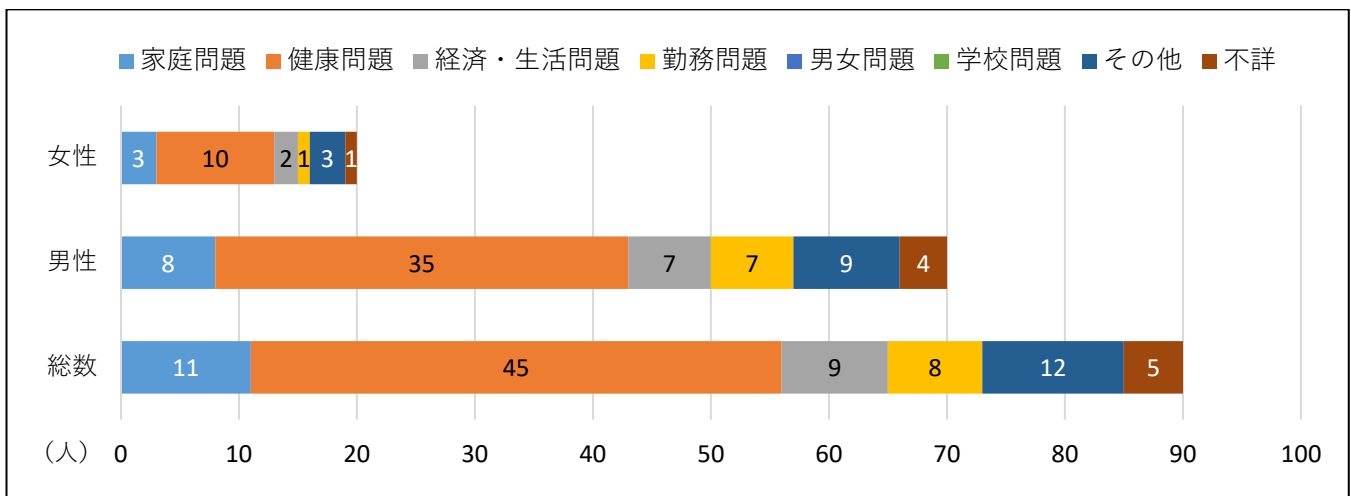
4 自殺の原因動機・男女別状況

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

長崎市の令和4年における自殺の原因・動機は、健康問題が最も多く、次いで家庭問題、経済・生活問題、勤務問題と続きます。

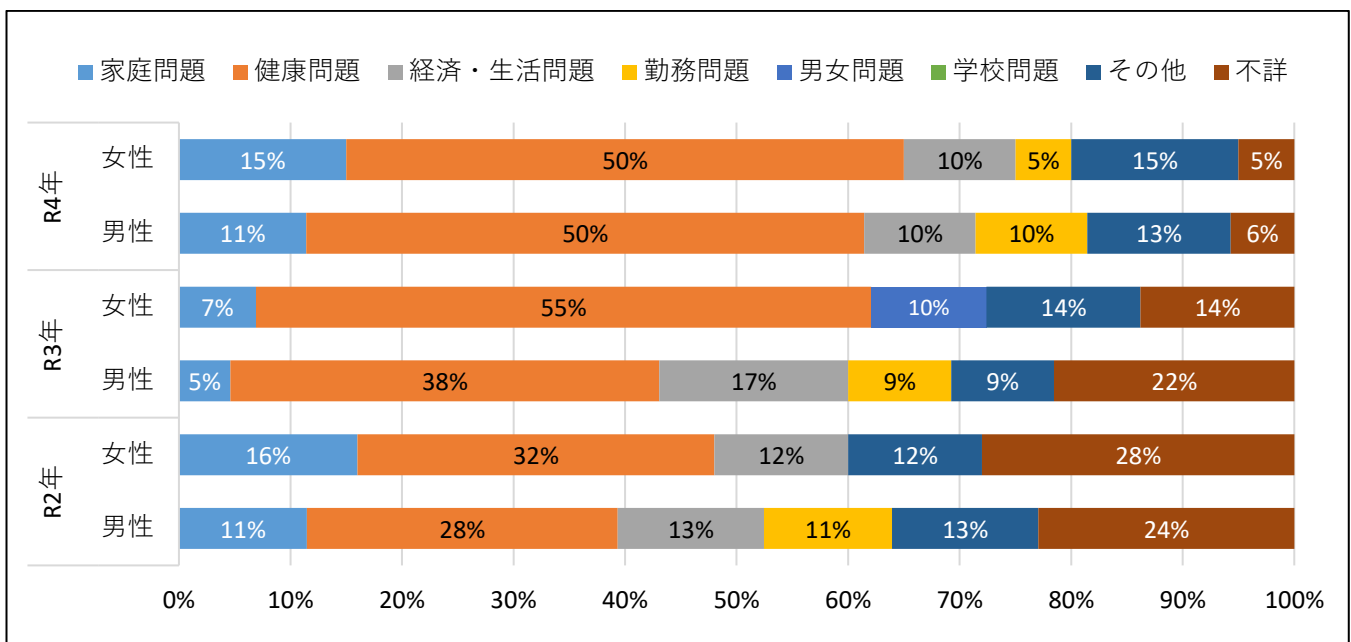
男女別にみると、女性は健康問題に次いで家庭問題が多い一方で、男性では健康問題に次いで経済・生活問題、勤務問題が多くなっています。

●令和4年の長崎市の原因動機別自殺者数



※自殺者1人につき4つまで計上可能としているため、原因・動機別の和と自殺者数とは一致しない。(警察庁「自殺統計」)

●長崎市の3年間の自殺者の原因・動機別割合

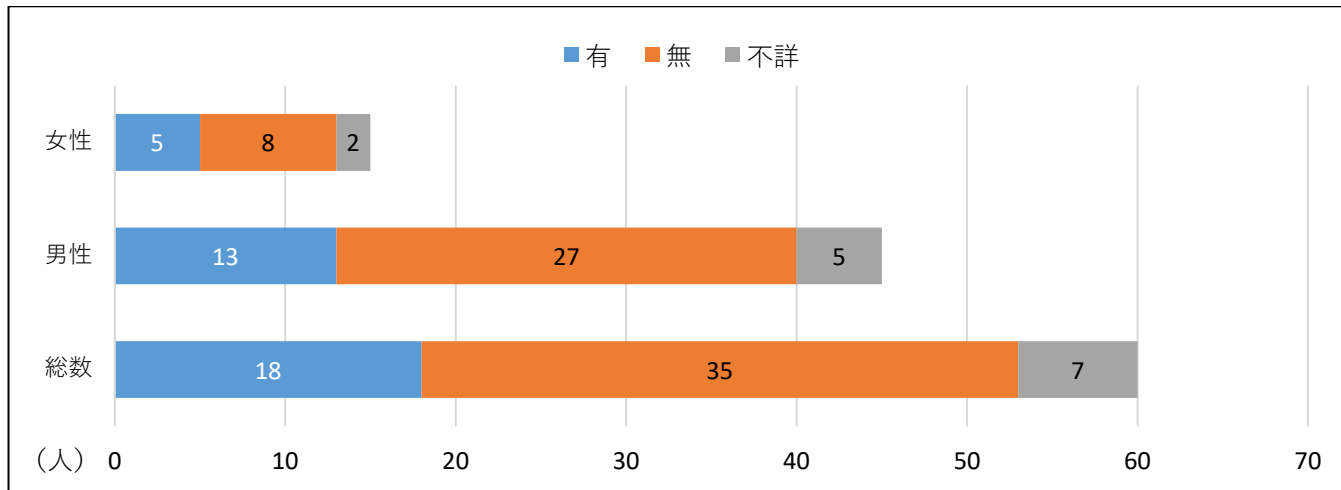


※令和3年までは、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者1人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能となった。このため単純に比較することはできない。(警察庁「自殺統計」)

5 自殺者の自殺未遂歴の状況

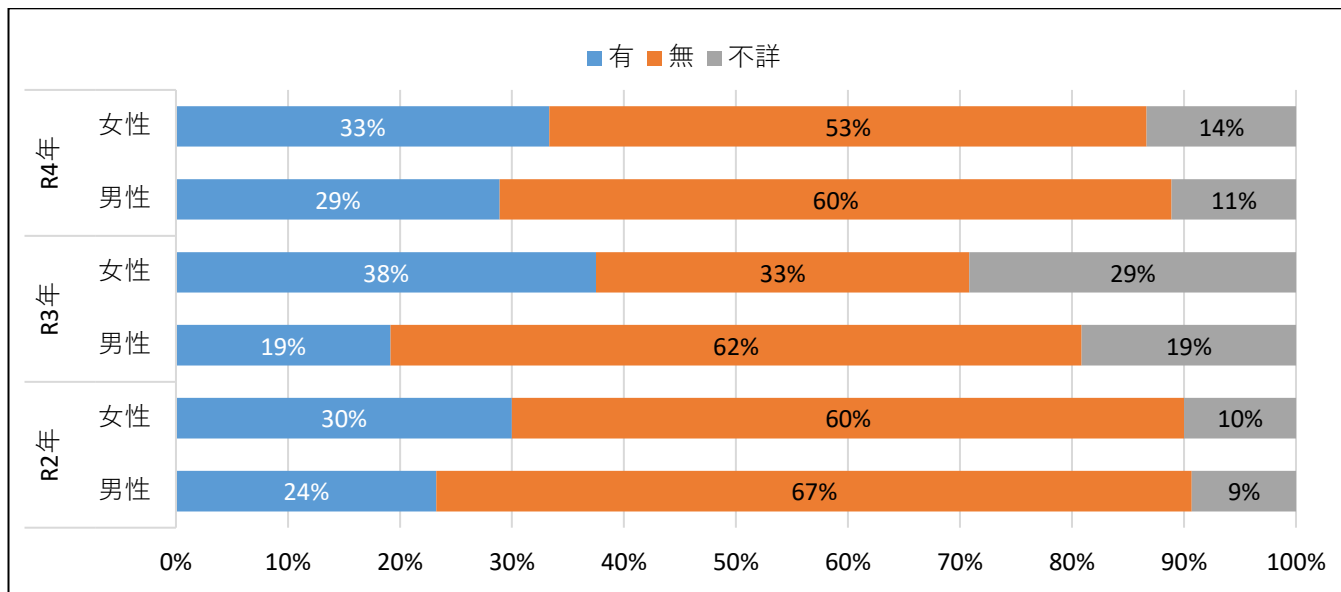
令和4年における自殺未遂歴の有無別自殺者数は、女性の未遂歴ありが5人で33%、男性の未遂歴ありが13人で29%となっています。

●令和4年の長崎市の自殺未遂歴の有無別自殺者数



(警察庁「自殺統計」)

●長崎市の3年間の自殺者の自殺未遂歴の有無別割合



(警察庁「自殺統計」)

【長崎市の自殺の現状まとめ】

- 自殺死亡率は、減少傾向で推移しており、令和3年は12.6で、国（16.5）及び県（14.4）より低い水準である。
- 年齢別では、壮年期・高齢期の自殺者が多く、全国と比較しても高い水準である。
- 男性の自殺者は減少傾向で推移しているが、女性の自殺者はやや増加傾向となっている。
- 職業別では、無職者（主婦、学生・生徒等を含む）の割合が多く、全体の6割以上を占めている。
- 原因・動機は、男性は健康問題、経済・生活問題、勤務問題の順で、女性は健康問題、家庭問題、経済・生活問題の順が多い。
- 自殺者のうち全体の2割～3割程度に自殺未遂歴があり、特に女性のほうが高い傾向にある。

●厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い●

自殺の統計には、主に厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。本計画の中では、この2つの統計を用いてデータ作成を行っています。

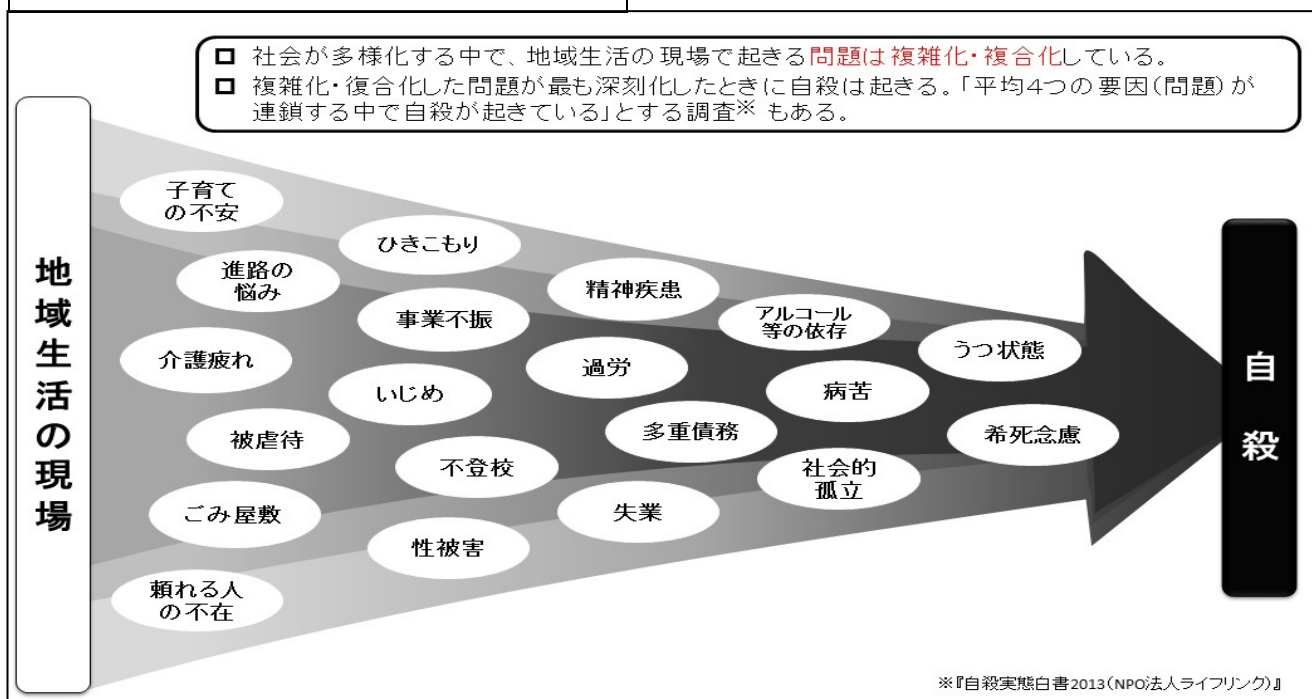
警察庁「自殺統計」	厚生労働省「人口動態統計」
○日本における外国人を含む総人口を対象	○日本国内における日本人を対象
○捜査等により自殺と判明した時点で計上	○自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理し、死亡診断書で自殺の旨訂正報告があった場合のみ自殺に計上
○発見地に計上	○住所地に計上

V 長崎市の取り組み

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が関係していることが知られています。

そこで、本市では、精神保健分野のみではなく、保健、医療、福祉、教育、労働等の各分野で実施している施策を「生きることの包括的支援」という視点を持って取り組みます。

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



基本施策

1. 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
2. 自殺に関する調査研究等の情報をもとに自殺対策を推進する
3. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
4. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
5. 適切な精神保健医療福祉サービスにつながるよう支援する
6. 相談及び支援体制の充実により自殺リスクを低下させる
7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
8. 遺された人への支援を充実する
9. 民間団体、関係機関との連携を強化する
10. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
11. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
12. 女性の自殺対策を更に推進する

- ・長崎市の自殺の現状より、今後特に強化する取り組みに※をつけています。
- ・取り組み予定年度は、取り組み開始年度から終了年度を「←→」で示しています。R4 年度以前から取り組んでいて R11 年以降も取り組む予定の場合は、矢印がなく「—」となります。
- ・継続して取り組む内容には、目標値を数値化していないものの、継続的に取り組む内容を掲載しています。

1. 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

取り組み	担当課	取り組み予定年度					成果指標	
		R6	R7	R8	R9	R10	現状 (R4 年度)	目標値 (R8 年度)
① 自殺予防週間及び月間に、自殺予防ポスターを掲示したり、広報誌や掲示板、市公式 SNS に心の健康や自殺予防に関する正しい知識を掲載し、広く普及啓発する。	地域保健課						広報掲載 年 2 回	広報・市公式 SNS 掲載 年 2 回
② 市主催のイベント等に併せて、自殺予防を呼びかける街頭キャンペーンを実施し、普及啓発を強化する。	地域保健課						年 1 回	年 1 回
③ うつ病や統合失調症、依存症など精神疾患についての公開講座を開催する。	地域保健課						年 4 回	年 4 回

継続して取り組む内容	担当課
④ 地域でのイベント等で自殺予防や心の健康に関する市民向けパンフレットや啓発グッズを配布する。	地域保健課 総合事務所地域福祉課
⑤ 自殺予防に関する記事を通年ホームページに掲載する。	地域保健課
⑥ 相談窓口周知のため、小中高等学校で「こども相談チラシ」等を配布したり、LINE 等で相談を実施する。	こども相談センター



2. 自殺に関する調査研究等の情報をもとに自殺対策を推進する

継続して取り組む内容	担当課
① 自殺統計を活用して、自殺の現状を関係機関と共有する。	地域保健課
② 自殺統計を分析し、ゲートキーパー養成講座等の資料として活用する。また適宜自殺対策への取り組みを見直す。	地域保健課



3. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

取り組み	担当課	取り組み予定年度					成果指標	
		R6	R7	R8	R9	R10	現状 (R4年度)	目標 (R8年度)
① 大学等の学校や企業、市職員を対象としたゲートキーパー養成講座を学校や企業と連携して開催する。また、市民対象の講座も実施する。※	地域保健課						ゲートキーパー養成者数 年 590 人	ゲートキーパー養成者数 年 600 人
② 庁内で直接市民から相談を受ける機会の多い職員等を対象とした研修を行う。	地域保健課						年 1 回	年 1 回
③ 職員に対して、自殺相談対応マニュアルの周知を図る。	地域保健課						年 1 回	年 1 回



4. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

継続して取り組む内容	担当課
① 心の健康や睡眠障害、アルコール問題等に関する出前講座を地域や職域に出向いて実施する。	地域保健課
② 出前講座や個別相談の際に、「ストレス自己チェックリスト」や「睡眠力チェック票」「適正飲酒についての自己チェック」などを利用して、本人の早期の気づきを促す。自殺と不眠、自殺とアルコール問題の関係についての普及啓発に努める。	地域保健課
③ 心の教育を充実させるため、積極的な生徒指導の推進、相談体制の充実、道徳教育の充実を図る。	学校教育課



5. 適切な精神保健医療福祉サービスにつながるよう支援する

取り組み	担当課	取り組み予定年度					成果指標	
		R6	R7	R8	R9	R10	現状 (R4年度)	目標 (R8年度)
① 被爆体験者精神医療受給者証所持者を対象に、高齢者向けの心や身体の健康に関連するリーフレットを対象者全員に配布する。	調査課	←					実施なし	年1回
② 子どもへの関わり方や親の育児不安に対し、小児科医及び精神保健福祉士による個別カウンセリングを実施する。	子育てサポート課						年15回	年24回

継続して取り組む内容	担当課
③ 保健師等が市民からの精神保健福祉に関する相談に、訪問、面接、電話等に対応する。	地域保健課 総合事務所地域福祉課
④ 医師や心理士の相談日を設け、専門相談を実施する。	地域保健課
⑤ 市内の精神科医療機関や保健福祉に関する情報を掲載した「精神保健福祉ガイド」を作成し、ホームページへ掲載する。(2年に1回)	地域保健課
⑥ 自分自身のストレス状態の確認が簡単に行える「ストレス自己チェックリスト」を、様々な機会に配布、実施し、結果によっては専門医療機関の紹介を行う。	地域保健課
⑦ 健診や健康相談の場面で、うつ等の問題を抱える人を見逃さず、適切な支援につなぐ。	総合事務所地域福祉課
⑧ 産後2週間と1か月の産婦に対して、産科医療機関等で、産後うつスクリーニングを含む産婦健診を実施し、適切な支援につなぐ。	子育てサポート課
⑨ 生活保護受給者に対するケースワークの中で、適切な精神保健医療福祉サービスにつなぐ。	生活福祉1課・2課



6. 相談及び支援体制の充実により自殺リスクを低下させる

取り組み	担当課	取り組み予定年度					成果指標	
		R6	R7	R8	R9	R10	現状 (R4年度)	目標 (R8年度)
① ひきこもりの方の家族が集い、学習し情報交換のできる機会として、定期的にひきこもり家族学習会を開催する。	地域保健課						年12回	年12回
② 精神障害者の家族が学習し、家族同士の交流ができる機会として、精神障害者家族教室を開催する。	地域保健課						年4回	年4回
③ 出産後間もない産婦の心身のケアと育児支援のため、産科医療機関等で、ショートステイ、デイケア、アウトリーチによる産後ケアを実施する。	子育てサポート課						事業利用者で育児不安が軽減した産婦の割合 94.7%	事業利用者で育児不安が軽減した産婦の割合 100%
④ 孤立しやすい在宅の一人暮らしの被爆者に、ふれあいの場を提供して健康増進や生きがいづくりを行ったり、相談員による健康テレホンサービスを実施する。	援護課						テレホンサービス 月1回	テレホンサービス 月1回
⑤ 援護を必要としない自立した被爆者を対象に、予防的支援として健康づくり、生きがいづくりを目的とした事業を実施する。	援護課						年2クール	年2クール
⑥ 難病患者とその家族に対して、病気の不安や悩みによる閉じこもりを予防し、安心した療養生活につながるよう、こころの健康づくりに関する事業を実施する。	健康づくり課						難病ふれあいひろば等の開催 (年3回)	難病ふれあいひろば等の開催 (年3回)
⑦ 介護に関する知識・技術の習得及び、介護者の孤立防止と介護ストレス軽減のための家族介護教室を実施する。	高齢者すこやか支援課						年40回	年40回
⑧ 性的少数者に関する講座の開催やイベントや研修で人権啓発資料を配布する。	人権男女共同参画室						性的少数者に関する啓発資料の作成 年1回	性的少数者に関する啓発資料の作成 年1回

継続して取り組む内容	担当課
⑨ 相談対応時や各種講座など様々な機会をとらえて、自殺に関する相談窓口の周知を行う。	地域保健課
⑩ 子どもや子育てに関するあらゆる相談について、専門職が対応するとともに、その家庭に応じた必要な支援へつなぐ。	子育てサポート課
⑪ 子どもや子育てに関する全般的な問題について、家庭その他からの相談に対応し、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援を行う。	総合事務所地域福祉課

⑫ ひとり親家庭の父母及び寡婦に対し、母子・父子自立支援員による相談に応じ、関係機関と連携を行いながら自立に必要な情報提供や指導を行う。	こども政策課
⑬ 要保護児童等（被虐待児、支援を要する児童）及びその保護者並びに特定妊婦に関する情報、その他要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うため、親子支援ネットワーク地域協議会を開催する。	子育てサポート課
⑭ 児童に関わる関係者を対象とした児童虐待防止研修会を開催する。	子育てサポート課
⑮ 障害者やその家族等からの各種相談に応じ、必要な情報提供、助言、障害福祉サービスの利用等の必要な支援を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整等権利擁護のために必要な援助を行う。	障害福祉課
⑯ 障害者のための相談員を設置し、障害のある者の更生に応じ、必要な指導を行うとともに、障害者地域活動の推進、関係機関業務への協力、障害のある者に関する援護思想の普及などの業務を行う。	障害福祉課
⑰ 消費生活相談員が、消費生活相談に対し、苦情等の処理のためのあっせんや助言を行い、消費者被害の救済に努める。消費生活相談の中で、多重債務に係る相談へも対応する。	消費者センター
⑱ 感染症発生予防のため HIV や梅毒などの検査を定期的に実施し、検査結果の説明と医師による相談や正しい知識の普及を行う。	感染症対策室
⑲ 高齢者の介護や虐待等の問題を含む全般的な相談に対応する。	総合事務所地域福祉課
⑳ 地域の高齢者サロンの立ち上げや継続を支援し、高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進する。	総合事務所地域福祉課
㉑ 国民健康保険被保険者（40歳～74歳）の生活習慣病の早期発見及び重症化を予防するため特定健診を実施するとともに、健診結果により健康の保持に努める必要がある者に対し保健指導を実施する。	国民健康保険課
㉒ 後期高齢者医療被保険者の生活習慣病の早期発見及び重症化を予防し、生活の質の確保、介護予防を行うため、健康診査を実施する。	後期高齢者医療室
㉓ 市民からの一般相談(民事問題全般)や専門相談(法律、国税等)に対応する相談日を設け、広報紙等で案内する。	自治振興課
㉔ 市民からの福祉に関することの相談・援助・情報提供や行政への協力、関係機関との連携を行う民生委員活動を支援する。	福祉総務課
㉕ 原爆被爆者に対して、適切な指導助言を行い、被爆者の健康保持及び福祉の向上を図る。	援護課
㉖ 多機関型地域包括支援センターを設置し、高齢、障害、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な課題を抱える世帯の問題をワンストップで受け止め、多機関との連携により包括的な支援を行う。	地域包括ケアシステム推進室

⑳ 相談窓口として長崎市社会福祉協議会内に「長崎市生活支援相談センター」を設置し、生活困窮者の様々な問題に対する支援を行うとともに、就労能力及び就労意欲のある離職者に住居確保給付金の支給などの支援を行う。	生活福祉 2 課
㉑ 生活保護受給者に対して、ケースワーカーによる支援のほか、「子どもの健全育成支援員」による保護者も含めた支援や学習支援の中で、子どもたちの相談を受けたり、安心できる居場所の提供を行う。	生活福祉 1 課・2 課
㉒ 女性相談員による一般相談（家庭や夫婦間の悩み、DV、職場や地域での問題等、主として性別に起因する個人の問題や悩み事）と、臨床心理士による心の健康相談を実施する。	人権男女共同参画室



7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

継続して取り組む内容	担当課
① 長崎県自殺未遂者支援体制強化モデル事業連絡会へ参加する。	地域保健課
② 警察等関係機関と連携し、自殺未遂者等への相談対応を行う。	地域保健課



8. 遺された人への支援を充実する

取り組み	担当課	取り組み予定年度					成果指標	
		R6	R7	R8	R9	R10	現状 (R4年度)	目標 (R8年度)
① NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re と共催で、自死遺族同士が出会い、思いを語り合う場として「つどい」を定期的に開催する。	地域保健課						年6回	年6回

継続して取り組む内容	担当課
② 自死遺族からの個別相談に対応する。	地域保健課
③ 遺族に対応する職員の相談技術向上のための研修参加を促進する。	地域保健課



9. 民間団体、関係機関との連携を強化する

取り組み	担当課	取り組み予定年度					成果指標	
		R6	R7	R8	R9	R10	現状 (R4年度)	目標 (R8年度)
① 庁内関係課が情報共有し連携を強化するため、自殺対策実務者連絡会議を開催する。	地域保健課						年2回	年2回
② 長崎県中小企業団体中央会より会員に発行される便りに自殺予防啓発記事を掲載する。	地域保健課						年1回	年1回

継続して取り組む内容	担当課
③ 滞納者のうち、生活に困りごとを抱えた市民を把握した場合、本人の同意を得て「困りごと連絡票」に困りごとの内容を記入したものを相談機関に提供し、支援につなげる。	収納課 特別滞納整理室
④ 悩みを抱えた市民を把握した場合、本人の同意を得て「困りごと相談連絡票（福祉版）」を活用し、悩みを早期に解決できるよう庁内関係課と連携する。※	地域保健課
⑤ 働く人の心の健康づくり推進のため、企業の産業保健活動担当との連携を図り、普及啓発に努める。	地域保健課



10. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

取り組み	担当課	取り組み予定年度					成果指標	
		R6	R7	R8	R9	R10	現状 (R4年度)	目標 (R8年度)
① 若者の特性に応じた内容で「思春期・青年期こころの健康づくり講演会」を開催する。	地域保健課						年2回	年2回
② 取組を今後も重視し、PTA研修やファミリープログラムにて、命の尊さを訴え、家庭教育の充実を図る。	生涯学習企画課						受講者 1,932人	研修会参加者数 12,100人
③ 児童生徒が、様々な分野で活躍している人材との出会いや交流体験、職業体験などを通して、自らの生き方や将来の職業生活について考えを深め、社会的、職業的に自立し、自分らしい生き方を実現させようという心を育成するために、キャリア教育推進事業を実施する。	学校教育課						全国学力学習状況調査で「夢や目標を持っている」小中学生の割合 74.8%	全国学力学習状況調査で「夢や目標を持っている」小中学生の割合 82.6%

継続して取り組む内容	担当課
④ 小中学生を対象に、いじめについての基礎知識やいじめの問題性に気付くこと、いじめを解消するような行動がとれるようになることを目標とした「いじめ防止ワークショップ」を実施する。	こども相談センター
⑤ 相談窓口周知のため、小中高等学校で「こども相談チラシ」等を配布したり、子LINE等で相談を実施する。(再掲)	こども相談センター
⑥ 子どもや子育てに関するあらゆる相談について、専門職が対応するとともに、その家庭に応じた必要な支援へつなぐ。(再掲)	子育てサポート課
⑦ 子どもや子育てに関する全般的な問題について、家庭その他からの相談に対応し、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援を行う。(再掲)	総合事務所地域福祉課
⑧ 不登校等についての電話、来所による教育相談を実施する。	教育研究所
⑨ いじめの防止、早期発見、いじめへの対応等の充実に向けて施策を行う。	学校教育課



1.1. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

継続して取り組む内容	担当課
① ハラスメントのない職場づくりのための講座を実施する。	人権男女共同参画室
② 職場へ出向いて、心の健康や睡眠障害についての出前講座を実施し、職場で取り組むメンタルヘルス対策を推進する。	地域保健課
③ 市職員や企業職員を対象にしたゲートキーパー養成講座を開催する。(再掲)	地域保健課
④ 働く人の心の健康づくり推進のため、企業の産業保健活動担当との連携を図り、普及啓発に努める。(再掲) ※	地域保健課
⑤ 「労政だより」により、職場における女性、障害者の活躍に向けた情報や各種ハラスメントへの対策、雇用制度の周知による労働環境の改善・向上に関する情報を発信する。	産業雇用政策課



1.2. 女性の自殺対策を更に推進する

取り組み内容	担当課
① 子どもや子育てに関する全般的な問題について、家庭その他からの相談に対応し、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援を行う。(再掲) ※	総合事務所地域福祉課
② 産後2週間と1か月の産婦に対して、産科医療機関等で、産後うつスクリーニングを含む産婦健診を実施し、適切な支援につなぐ。(再掲) ※	子育てサポート課
③ 出産後間もない産婦の心身のケアと育児支援のため、産科医療機関等で、ショートステイ、デイケア、アウトリーチによる産後ケアを実施する。(再掲) ※	子育てサポート課
④ 子どもや子育てに関するあらゆる相談について、専門職が対応するとともに、その家庭に応じた必要な支援へつなぐ。(再掲) ※	子育てサポート課

